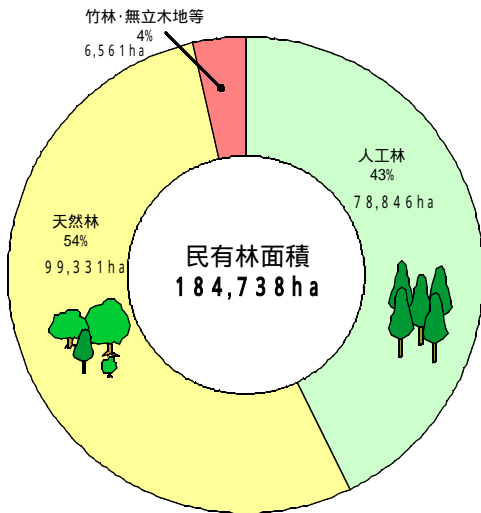
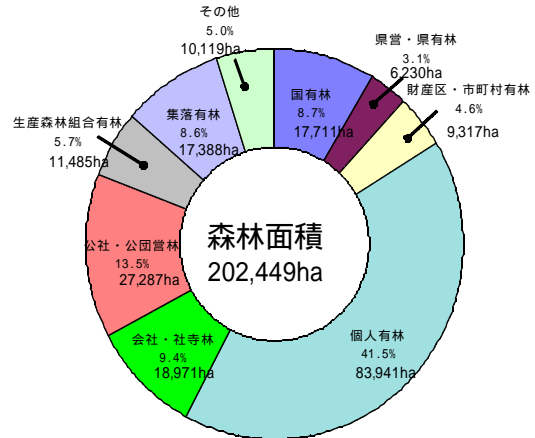


滋賀県の森林・林業の現状

県土の約半分は森林です。

民有林の占める割合が高く、その中で個人が所有する森林が41.5%で一番多くなっています。

民有林：国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。



人工林の割合は43%で天然林の割合は54%です。

本県の人工林率は、全国平均とほぼ同じです。(全国：人工林率41%)

人工林：人の手によって苗木を植えたり、種をまいて育てた森林

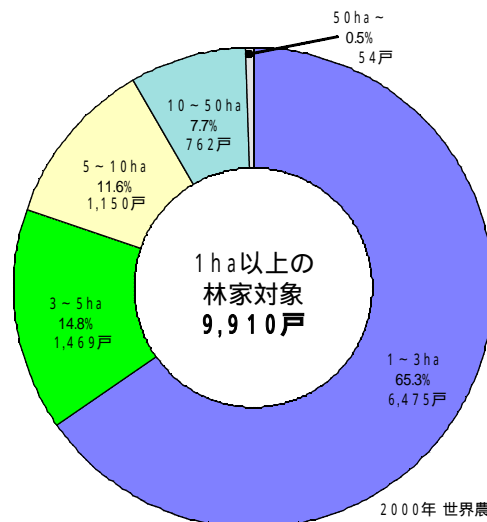
天然林：自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。

小規模経営の林家が多くをしめています。

1 ha以上の森林を所有している林家のうち、5 ha以下の小規模林家が全体の約80%を占めています。

林家：所有山林が1 ha以上の世帯

保有規模別林家戸数と森林所有率



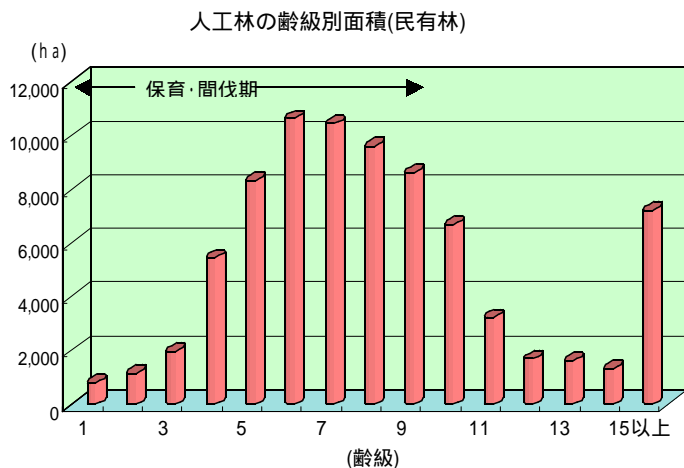
2000年 世界農林業センサスより
注：計の不一致は四捨五入による。

本県の人工林はまだまだ手入れが必要です。

手入れが必要な森林(9 齢級以下)は、全体の72.4%で、
間伐の対象となる森林(3 ~ 9 齢級)は69.9%を占めています。

齢級：森林の林齢を5ヶ年でひとくくりにしたもの。

例えば林齢1 ~ 5年生までは1 齢級、6 ~ 10年生までは2 齢級となります。



手入れが必要な森林



適正に手入れされた森林

間伐が必要な状態です。

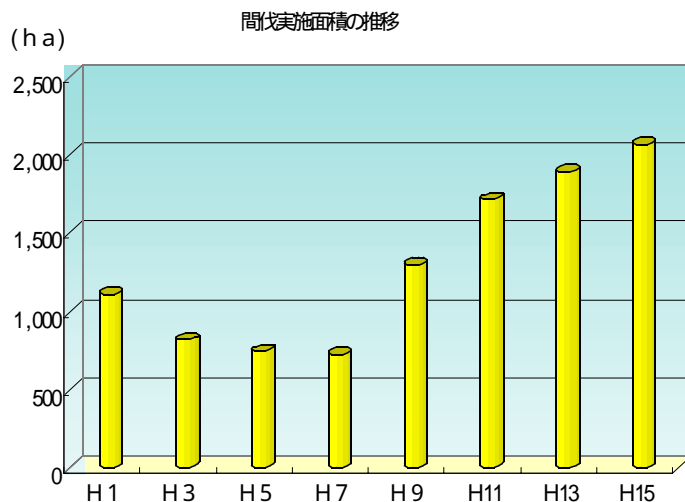


木々が成長し、林内が過密になると間伐が必要になります。間伐により林内に光が入り、木々が健全に育ち、下草が生え土壌が保全され森林の持つ多面的な機能が発揮されます。滋賀県では平成12年から5ヶ年で1万haを目標に間伐の推進をしています。

なお、平成15年度に除間伐が必要な面積は約4,500haありますが、実際に除間伐が実施された面積は、約2,900ha(間伐は2,000ha)に止まっています。



間伐作業



滋賀の荒廃森林の状況です。

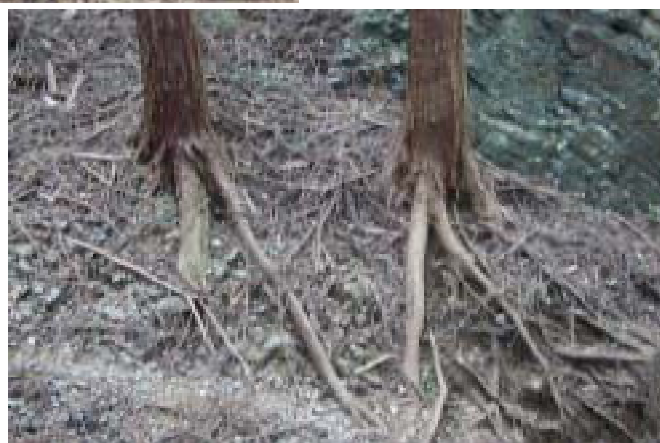


間伐がされず放置されているためもやし状の森林となっています。

林内は暗く下草の生育が見られません。

下草の生えない林内では表土の流出が起り、木の根が出ています。

こうした森林は保水力が低く、水源かん養機能が低下しています。



手入れ不足森林は自然災害（風水害等）に弱い森林になります。